

(仮称) 小金井市芸術文化振興計画策定庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 小金井市芸術文化振興条例（平成19年条例第4号）第8条第1項の規定に基づく（仮称）小金井市芸術文化振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するため、（仮称）小金井市芸術文化振興計画策定庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 振興計画の策定に関する調査及び検討並びにその取りまとめに関すること。
- (2) （仮称）小金井市芸術文化振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の事務局に関すること。

2 検討会議は、前項第1号に規定する事項を行うに当たり、策定委員会の検討結果を尊重するものとする。

(構成)

第3条 検討会議は、次に掲げる者をもって構成する。なお、検討会議の責任者はコミュニティ文化課長とし、副責任者はコミュニティ文化課長補佐とする。

- (1) コミュニティ文化課長
- (2) コミュニティ文化課長補佐
- (3) 企画政策課長
- (4) 財政課長
- (5) 総務課長
- (6) 経済課長
- (7) 介護福祉課長
- (8) 子育て支援課長
- (9) 児童青少年課長
- (10) 指導室長
- (11) 生涯学習課長

2 検討会議は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて関係職員を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(報告)

第4条 責任者は、検討会議の検討結果を必要に応じて市長に報告するものとする。

(設置期間)

第5条 検討会議の設置期間は、平成19年9月1日から平成21年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、市民部コミュニティ文化課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行し、平成21年3月31日限り、その効力を失う。